

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：福島市長、福島市議会議員、福島市選挙管理委員会、福島市代表監査委員、令和8年7月

福島市消防長、福島市教育委員会、福島市農業委員会、福島市上下水道事業管理者

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.5%
全職員	79.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.4%
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	99.4%
本庁係長相当職	95.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.8%
31～35年	94.4%
26～30年	96.2%
21～25年	91.5%
16～20年	93.8%
11～15年	91.5%
6～10年	93.8%
1～5年	86.3%

【説明欄】

○職員数について

- ・勤務時間が多様である時間額パートタイム会計年度任用職員及び高度な専門的知識や技能等を必要とする会計年度任用職員・任期付職員は、除外している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、短時間勤務の職員については、常勤職員の勤務時間（7時間45分）に換算した人数で算出している。

○差異が生じている主な要因について

- ・世帯主や住居の契約者となっている男性職員に扶養手当や住居手当を支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性職員の割合は89.9%、住居手当受給者に占める男性職員の割合は67.6%である。
- ・男性職員の方が1人あたりの時間外勤務時間数が多く、時間外勤務手当の受給額が多い。（男性職員1人あたりの時間外勤務手当に対する女性職員の割合は52.4%）
- ・「全職員」欄の数値が職員区分別の数値より小さくなる主な要因として、全職員を合算した際、女性職員に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が男性職員に比して高い。（任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合 女性職員26.6%、男性職員3.8%）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。